

財政ビジョンの審査方法等

1 審査方法

第2回定例会において議案として提出が予定されている「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」については、横浜市議会基本条例第13条第1号の基本構想に相当するものとし、先例に基づき議員全員構成の特別委員会を設置し審査する。

参考 基本構想特別委員会（平成18年6月）の概要

- ・「市第6号議案 横浜市基本構想の策定」が付託され審査を行った。
- ・委員は議員全員。正副委員長は多数会派順に指定。
- ・審査は1日。持時間制・通告制。
- ・出席理事者は、市長、副市長、収入役、全局長及び事業本部長。

2 特別委員会の概要

- (1) 名称 … 財政ビジョン特別委員会
- (2) 委員定数 … 85人（議員全員）
- (3) 正副委員長 … 委員長1人、副委員長2人 ※多数会派順に指定
- (4) 主な運営方法

予算・決算特別委員会の総合審査と同様とする。

ア 審査の流れ

- ①初委員会 ②議案審査（1日間） ③委員会採決

イ 発言持時間制（令和4年3月23日現在）

会派等 (議員数)	自 (35)	立 (19)	公 (16)	共 (9)	民 (3)	井 (1)	豊 (1)	ネ (1)	計 (85)
持時間(分)	78	42	36	20	7	2	2	2	189

ウ 質問通告制

通告期限は審査日の前々日（市の休日は除く）の正午まで。

エ 質問者数（令和4年3月23日現在）

会派等	自	立	公	共	民	井	豊	ネ
質問者数 (上限人数)	5	3	3	2	1	1	1	1

オ 質問順位（令和4年3月23日現在 ※上限人数で質問を行った場合の例）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
会派等	自	立	公	共	自	自	自	自	立	立	公	公	共	民	井	豊	ネ

カ 出席理事者

審査日 → 市長以下関係職員 初委員会・採決日 → 副市長以下関係職員

キ 理事会

理事会を設置する。理事は正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。

ク その他

- ・パネルの拡大表示（モニター・スクリーンの使用）は認める。
- ・先例に基づき、本会議での委員長による口頭報告は行わない。

3 審査日程（令和4年第2回市会定例会）

※●が財政ビジョンに関するもの

第2回定例会の流れ		備考	
5月	上旬		
	中旬	●議案発送	
		○本会議① [役員改選]	
		○常任委員会 [初委員会]	
	下旬	●本会議② [上程、質疑、付託] ●財政ビジョン特別委員会	・特別委員会を設置して付託。 ・本会議終了後開催。運営方法等協議。
		○本会議③ [一般質問]	
		●財政ビジョン特別委員会 ○常任委員会 [議案審査]	・議案審査（1日間） ※常任では財政ビジョンの審査は行わない。
6月	上旬	●財政ビジョン特別委員会 ●本会議④ [議案議決]	・委員会採決 ・他の議案と共に一括議題とする